

健康福祉部長兼福祉事務所長（中村直人君）

ただいまの条例の制定の関係でございますが、確かに公立松任石川中央病院は大変立派な病院だとは思っております。

ただ、この条例制定の関係につきまして、もともと平成 19 年にがん対策基本法ができたということでございます。そこでは国と都道府県に対してがん対策推進計画の策定義務を規定しているということでございます。

そういうことから、がん対策の推進のためには、この基本計画に基づいてがん予防、早期発見の推進と、ほかに今、お話がございましたけれども、医療機関の整備、がん医療の専門的な知識・技能を有する医師、そしてその他医療従事者の育成、がん患者の療養生活の質の維持向上、こういったことを進めていく必要がございますので、私は県レベルでの条例制定が望ましいのではないかと考えておるところでございます。

今後ともこれにつきましては、研究を重ねてまいりたいと思っております。